

平成30年第5回熊野町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成30年12月11日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成30年12月12日

4. 出席議員(16名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席委員(0名)

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
総務部次長	堀野辰夫

民生部次長	時光良弘
建設部次長	堂森憲治
建設部技術次長	林武史
教育部次長	隼田雅治
財務課長	桐木和義
危機管理課長	西岡隆司
地域振興課長	西川伸一郎
税務課長	須賀雅彦
高齢者支援課長	西村ゆり
住民課長	佛圓至裕
子育て・健康推進課長	立花太郎
生活環境課長	宗像雅充
都市整備課長	福島春樹
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	榎並正和
会計課長	穂坂俊彦

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西村隆雄
議会事務局書記	永谷望

8. 議事日程(第2号)

開会宣告

- 日程第 1 報告第 7号 専決処分した広島県市町総合事務組合同規約の一部改正の報告について
- 日程第 2 報告第 8号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 3 議案第 6 2号 熊野町建築設計者選定委員会条例案について
- 日程第 4 議案第 6 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 6 4号 議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 6 議案第 6 5 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 筆の里工房の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 6 7 号 熊野町中央地域健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 6 8 号 財産の取得について
- 日程第 10 議案第 6 9 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（木原哲男）
- 日程第 11 議案第 7 0 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（空田 忠）
- 日程第 12 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 13 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 14 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 7 5 号 平成 3 0 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 認定第 2 号 平成 2 9 年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 発議第 2 号 熊野町議会傍聴規則の一部を改正する規則案について
- 日程第 19 発議第 3 号 熊野町防災の日を定める条例案について

~~~~~

9 . 議事の内容

（開会 9 時 3 0 分）

議長（山吹） ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第 1、報告第 7 号、専決処分した広島県市町総合事務組合規約の一部改正の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第7号、専決処分した広島県市町総合事務組合同規約の一部改正の報告につきまして、御説明申し上げます。

広島県市町総合事務組合の構成団体である一部事務組合の宮島競艇施行組合が、平成31年4月1日から名称を「宮島ボートレース企業団」に変更することから、「町長の専決処分事項の指定について」第3号の規定により、広島県市町総合事務組合同規約の一部を改正することについて、専決処分したものでございます。

ここに、御報告申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第2、報告第8号、専決処分した損害賠償の額の報告について、報告を求めます。

提出者から報告を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第8号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償の額につきましては、平成30年8月19日の午後9時40分ごろ、自家用軽自動車農道熊野北線を南西方面へ走行中、アスファルト舗装の陥没部分を通過した際、その陥没部分がタイヤに損害を負わせたものでございます。この事故により、修理に要した費用1万3,608円について損害賠償額として示談が成立したことから、専決処分したものでございます。

ここに、御報告申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第3、議案第62号、熊野町建築設計者選定委員会条例に

ついてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第62号、熊野町建築設計者選定委員会条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、町が発注する建設工事及び測量、地質調査または建設コンサルタント業務に関し、公募型建築プロポーザル方式または公募型建築設計競技方式による審査を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、建設部技術次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 林建設部技術次長。

~~~~~

建設部技術次長（林） 議案第62号、熊野町建築設計者選定委員会条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

本町で発注する設計業務のうち、契約の内容が専門的知識や技術が要求されるものについては、プロポーザル方式または建築設計競技方式の導入を考えています。この方式の発注では、技術提案書などを調査し、設計者の技術力、経験、創造性等を適正に審査し、発注する設計業務の内容に最も適した設計者を選定する必要があります。このため、これらを審査する機関として「建築設計者選定委員会」を設置する条例を制定するものでございます。

具体的には、第1条においては、地方自治法の規定に基づき設置することを、第2条は、所掌事務として、プロポーザル方式、建築設計競技方式それぞれの最適者、最適案の選定等の審議・調査を、第3条から第6条までは、委員の構成や最大人数、任期、議事など委員会の組織に関することを、第7条は、庶務担当について、第8条におきましては、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める旨を規定しています。

また、附則第1条は施行期日を、第2条では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、建築設計者選定委員の報酬、日額1万300円を加えるものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第62号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第4、議案第63号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第63号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、労働基本権制約の代償措置である人事院や広島県人事委員会等の勧告に基づき、職員の給料や勤勉手当について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 堀野総務部次長。

~~~~~

総務部次長（堀野） 議案第63号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の3ページ、資料2をごらんください。

初めに、1の改正の趣旨でございます。提案説明にございましたとおり、このたびの条例案は、人事院勧告や広島県人事委員会等の勧告、また地方公務員の給与改定に対する国からの要請を踏まえ、給料及び勤勉手当の改定について、関係規定の改正を行うものでございます。

それでは、個別の改正内容につきまして、順に御説明申し上げます。

2の改正内容をごらんください。

まず、(1)の給料でございますが、平成30年4月分の給与において、公務が民間を下回っていたことから、初任給や若年層を中心とした幅広い階層で給料表の引き上げを行います。この改正による給料表の引き上げ幅は、おおむね0.2%となります。

次に、(2)の勤勉手当でございますが、民間の特別給との均衡を図るため、平成30年12月分の支給月数を0.90カ月から0.95カ月へ、0.05カ月の引き上げを行います。

なお、(3)の勤勉手当につきましては、平成31年度以降について、引き上げ分の0.05カ月を6月分及び12月分に均等に配分する内容ですので、資料の表にもございますように、勤勉手当の年間支給月数に変更はございません。

また、(4)の期末手当につきましては、6月分と12月分を平準化するものであり、年間の支給月数に変更はございません。

次に、(5)の宿日直手当につきましては、近年の給料の引き上げに伴いまして、勤務1回につき200円の引き上げを行うものでございます。

3の影響額は、給料の引き上げ改定に伴うはね返しとして、連動して算定される地域手当、管理職手当、時間外勤務手当等の各種職員手当につきましても約47万5,000円、広島県市町村職員共済組合に対する共済費につきましても53万2,000円の増額となります。

施行日につきましては、4に記載のとおり、給料及び平成30年度の勤勉手当、宿日直手当に係る第1条の改正内容は平成30年4月1日に遡及して適用し、平成31年度の勤勉手当及び期末手当に関する第2条の改正内容は、平成31年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

諏訪本議員。

4番（諏訪本） 質問というよりは意見なんですけども、本町の職員、かつてから私らが耳にするところでは少ない給与でよく働いておる、頑張っておるという、ある意味では美しい話として聞いておりましたけども、ラスパイレス指数という、要するに国家公務員に対する町の団体の職員の給与を見る数字がありますが、ちょっと見ますと、広島県の中で下から2番目なんです。やはりそういう中で、やはり私は、今求人倍率等も高まってきておる中で、やはりより有能な職員の確保であるとか、現在おられる職員の皆さんのよりモチベーションを高めるという意味では、もう少しアップするような方向で検討すべきではないかなというようなことを考えております。

一応意見でございます。よろしく申し上げます。

議長（山吹） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第63号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第63号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第5、議案第64号、議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第64号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の改定内容に準じ、年間の期末手当を0.05カ月分引き上げるものでございます。この改定により、年間の総支給月数は3.35カ月となり、議員1人当たり年間で約1万6,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第64号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第6、議案第65号、特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第65号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院勧告に基づく国の改定内容に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。内容につきましては、年間の期末手当について0.

05カ月の引き上げを行い、総支給月数は一般職と同様、年間で4.45カ月となります。影響額といたしましては、年間で約12万9,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第65号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第65号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第7、議案第66号、筆の里工房の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第66号、筆の里工房の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

筆の里工房の管理運営につきましては、平成26年4月1日より平成31年3月31日までの5年間、一般財団法人筆の里振興事業団を指定管理者として指定し、委託しているところでございます。この間、30回以上のさまざまな企画展等の実施により、年間5万人以上の入館者数を維持しており、また大学や他の博物館、美術館の研究者や作家などの協力を得て、日本文化と筆について調査研究を進めるなど、熊野町の文化振興と国内外への情報発信を含めた幅広い活動が行われています。

こうした実績を踏まえ、引き続き5年間、当該法人を筆の里工房の指定管理者とする

ことについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~

12番（山野） 先日、筆の里工房の予算書でしたかね、見せていただいたときに、東京のT A Uを2年後か3年後に撤退するというようなことがちょっと載っておりましたし、きのうアッセも駅に1本ということになったんで、販売網が減少するということは何か意図があるんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 西川地域振興課長。

~~~~~

地域振興課長（西川） まず、東京のT A Uとか、県の更新の時期が、契約のテナントとして入ってますので、その更新時期にあわせて見直すという意味で記載させていただいておりました。全く撤退することは今から決めてということではなくて、県の更新時期に当たるので、県が撤退するという事になれば撤退せざるを得ないというふうに考えておりますので、また別の場所というのもちょっとまた難しい面もあるかと思っておりますので。

それと、あと広島駅のほうも、アッセのほうも改修になるということで、そこでまたその時期で見直すということで、記載をさせていただいておりました。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 山野議員。

~~~~~

12番（山野） じゃあ、県の出張先T A Uを継続した場合には、また続けるという、そういうまた相談もあるということ、可能性もあるということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第66号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第66号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第8、議案第67号、熊野町中央地域健康センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第67号、熊野町中央地域健康センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町中央地域健康センターの管理運営については、平成31年度から指定管理者制度を利用することとし、指定管理者として熊野町社会福祉協議会を選定するものでございます。

当該法人は、社会福祉法第109条に規定される社会福祉法人であり、社会福祉の推進に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする法人であること、また、施設開設当初から当施設内で業務を行っており、施設や利用状況に精通していること、さらには、民生委員、保健、医療、教育など関係機関の協力のもと、地域の人々が住みなれたまちで安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、さまざまな活動を積極的に展開するなど、高い評価を得ております。これらのことを総合的に勘案し、施設管理を当該法人に委ねることが最も合理的であると判断したものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

12番（山野） 質疑のほうでお願いします。

地域健康センターですけども、熊野町社会福祉協議会はかなりの業務をやってらっしゃいます。介護認定や健康に関する問題とか、あるいは大きな問題では成人後見人とか、そういったところに金銭の出入りもかなりあると。今の職員の数で足りるのかどうか。増加されるつもりはあるのかどうか。モチベーションを上げるための社会福祉協議会へ委託して、管理者に委託するということがあったんですけど、その辺の配慮はあるんでしょうかとかというのと。

それから、町民会館は生涯学習課と、そして福祉課、高齢課かどこか知らないですけど、老人福祉センターと二つの管理で今まで分かれてたと思うんですけども、それなんかの管理は、この社会福祉協議会が管理するのかどうか。その辺を二つお願いしたいです。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 社協の人員配置の問題でございますが、去年からそういったことも含めまして、社協と指定管理について協議をしてまいりました。ただ、「かけはし」という事業がございまして、これは金銭管理ができない方について、その管理を社協のほうで請け負っていらっしゃるというものがございます。こういったものの人数もふえまして、なかなか難しい面があるということで、来年度の人員配置につきましても含めて今協議をしておるところでございます。増も踏まえながら、そういった指定管理の協議もさせていただいておるところでございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

榎並生涯学習課長。

生涯学習課長（榎並） 町民会館の件でございますが、町民会館自体は教育委員会のほうで管理させていただいております。老人福祉センターのところにつきましては、通常の管理については町民会館の館長が兼務という、センター長を兼務しておりますので、通常の貸し借り等については町民会館の館長が管理をしているという形で、含めて教育委員会のほうで対応させていただいております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第67号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第67号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第9、議案第68号、財産の取得についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第68号、財産の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

さきの災害の際、大原ハイツの避難指示解除を早期に実施する対応の一環として、緊急避難路を設置する必要が生じ、借地により仮設道を設置したところでございます。このたび大原ハイツ緊急避難路整備事業として国の補助事業により避難路を本設することに伴い、以前よりグラウンドゴルフ場用地として購入を計画しておりました、熊野町川角五丁目249番ほか1筆の土地8,313平方メートルについて、道路用地及びグラウンドゴルフ場用地として土地所有者2名から2,078万円余りで取得するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

片川議員。

6番（片川） 避難道は重要なことでしょうか。あの場所にまだグラウンドゴルフ場をつくれようと思うとられてんですか。前も一般質問をさせていただきましたが、安全であるよと、当時、教育部長、はっきりおっしゃいましたけど、今回も言えるんですか、そういうこと。道路建設は必要でしょう。喫緊の課題だと思われませんが、この7月を受けて、この時期にまだグラウンドゴルフ場をあそこにつくるんだという、私はちょっと神経を疑うんですけど。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 以前に、確かにグラウンドゴルフ場のほうで質問をいただきまして、現時点では、あの場所については安全であるという形の回答をさせていただいてるのは確かでございます。今回のこの事業の継続につきましては、やはりグラウンドゴルフという形の要望等も踏まえまして、現時点、あの場所については、上のほうも確かに土石流という形の中で、既存のダムにつきまして、土石流のほうも流れ込んでいるわけではございますが、ただ下のほうまで到達してないということもございまして、また用地的に町内の中でやはり町民グラウンドに近い位置で整備計画を持っていくほうが、より利用の便についてもよろしいという形の意見において、この事業の継続をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） これはどっちが本分なんですかね。グラウンドゴルフを整備する、ゴルフ場を整備するというもとに、ついでに道路をつけられるんですか。安全性をもっとよく考えていただきたいのと、利便性ですね、利用される利便性。それを踏まえた上での

発言でしょうか。

土砂は下まで来てないよというような今発言があったんですが、どこまで調査されました。聞くところによると、2時間かそこいら熊野全体を見たという発言があったんですね、以前。どこまで地質調査をされて、あそこはもう安全なんだよと。熊野町において、特に大原ハイツ一つとって、学者が何時間調査されたんでしょうか。それに基づいた結果をちゃんと議会のほうにも上げてくださいよ。どこをどう見て安全だとおっしゃるのか。ともすりゃ人を殺すようになりますよ。よく考えていただきたい。

道路建設のために用地買収、これ必要ですよ。それに付随してグラウンドゴルフ場も買い取ろうじゃないかと、整備しようじゃないかと。それありきの発言に聞こえるんですけどね。どっちが本分でしょうか。

~~~~~  
議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~  
副町長（内田） 当初のお話の中では、やはりグラウンドゴルフ場を整備するというのが本分でした。今回の話につきましては、大原ハイツで災害が発生したということに伴いまして、やはり新たな道路の設置も必要だという形が出てきまして、以前からグラウンドゴルフという形の中で供用させていただいてました場所に、ちょうどあちらから持ってくるのが一番最短な道であり、またほかの場所では考えられないというのが出てきました。そうした形の経緯の中で、今回の道路の整備というのも新たに追加されたものでございます。

おっしゃるように本分という形で考えていきますと、もともとはグラウンドゴルフ場でしたが、今の現段階での本分は、あちらのほうに他の新しい道路を整備したいという形も新たに追加されたものと思っております。そうした中でこの事業のほうを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番（片川） 同じようなことを言うんですが、以前の質問で、大原のことじゃないですね、冒険公園を通じて町民グラウンドのほうへ土石流が発生した。近いところ、大丈

夫ですかと。安全だとおっしゃった。同じところが崩れるわけじゃありませんよ。でも、過去に積み重なって、ましてやこの7月にあったことですよ。何をもちってそんなにグラウンドゴルフを先にあせる必要があるんですか。走る必要があるんですか。安全性をしっかりと確保することを考えなきゃいけない。

避難道も大事ですよ。じゃあ、避難道を買うのであれば、避難道を守るものを先に構築しなければいけない。あそこへ崩れてきたらどうするんですか。何か人の心が私は通ってないような気がする。そんなに災害、防災、減災をする前にグラウンドゴルフが必要ですか。そんなにお金に余裕があるんですか、熊野町は。今の時期にするべきことが違うと思いますけど、どう思われますか。

調査された、先ほど私がお尋ねしたことのお答えがないんですが。あそこが安全であると。前回質問で聞いたときに、地質が違う、こっちの大原の大きな谷と、あそこの今の道路を建設しようとしてとってのところの地質が違うと、調査結果だと。何をどう調査されて、その報告は何で議会に上がってきてないんですか。書面で議会に出すべきでしょう。どういう調査をした、どういう学者がどういう調査をした。それに基づいて、これは確実に安全なんだよと。

これはグラウンドゴルフ、道路建設に基づいて、私はグラウンドゴルフ場建設を反対してるわけじゃないですよ、これ誤解しないでくださいよ。ただ、利便性と、利便性。利用者の安全、駐車場の確保もお訴えしたと思うんですが、今は特に安全性ですよ。これは何で議会のほうへ上がってきてないんですか。書面で説明してくださいよ。それからこれを上げるべきでしょう。

道路用地だけの買収だとおっしゃるならいい。これ正直にグラウンドゴルフ場、残地は、ということをおっしゃる。正直でよろしいですけど、ちょっと違やせんですか。

~~~~~

議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） 今回の調査というところについては、申しわけありません。今現時点では私のほうもはっきりとは把握をしておりません。

この事業推進の中で、そこのところまでは至らない段階で災害が発生したということも含んで、今回の道路、緊急道路のほうを設置してまいりました。その延長上で、確かに道路のほうの、やはりここの団地についてはここ以外には道路は考えられないという

形で考えて、今回の道路事業のほうの新たなものが出たというところではございます。

また、今のグラウンドゴルフ場につきましては、当初のほうからいろんな形の御意見もいただいております。これについて、形的には継続したいという形では考えておりますし、その中で今回のこの議案ということになっております。

事業展開の中で、実は地主さんとの話もこの中にはございます。当然のことながら、グラウンドゴルフ場を設置する段階で、地主さんのほうの話のほうも、議会のほうに話をさせていただいた段階でその脈があるかどうかというのもございますので、その中で地主さんのほうから了解をいただけないところの土地に対してグラウンドゴルフ場という形もできないということもございまして、そうした形の交渉はしてあります。

その中で、今回、土砂災害が起きたということも含んで、今後の展開ということも、やはり地主さんのほうもどういう形になるんだろうかというような形の期待も持ってらっしゃいましたし、その当時から、グラウンドゴルフ場という形の、その道の話ではなくて、グラウンドゴルフ場をあちらのほうにつけたいんだという形の中で、今、議会のほうにお話をさせていただくとどこかで、今から先の状況の中でこれは進展するもんだろうということでお話はさせてもらったところなんですけど、このたびの道路行政というのが、逆に新たなものとして地主さんのほうには急に沸いていった話ではございます。そういった形のものを総合的に含めて、地主さんのほうに、道路行政とあわせてやらせていただきたいんだということでお話をさせていただいて、このたびのちょっと買い取りのほうもちょっと了解のほうをいただいたところがございます。

どうしても今から先の話とすれば、やっていかなきゃいけないのは道路の設置ということで、そういう形のもんで了解のほうをとっていかなきゃいけないところなんですけど、それとあわせたところでそういう話もございましたので、そこらについては、今、実は今回の出させていただいた議案の中では2筆という形でお話をさせていただきます。実際にはもう1筆ありまして、その3筆あわせたものでグラウンドゴルフ場という整備計画をつくっております。こちらのほうで議会のほうにもこういう場所でやらせていただきたいんだと。それで二つのコースがつくれるという形でお話をさせていただき、今回の道路をつくった後にも二つのコースがとれるということでございましたので、そういった形の中で議会のほうへ提出をさせていただいたところでございます。

安全性というところにつきましては、一つ、これは私どものほうが勝手に解釈した問題かもわかりませんが、今の状況の中で、確かに災害が起こった場所ではございますが、

雨の中、地震の場合にはこれどういう形にもなりません、豪雨災害のほうに対しては、対応できる土地だとは考えております。大震災におきましては、ちょっと無理なところ、済みません、地震についてはちょっと無理だと思っております。

あとはその後の状況の中では、こちらのほう、広場もとれますし、いろんな形の観点の中で、利用価値が高いところになるんじゃないかなということも含みまして、今回、申請を行うものでございます。よろしく願いいたします。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） おっしゃりたいことは、雨の日にグラウンドゴルフはしないよという想定ですね。じゃあ、雨が降りました。ある程度の雨量のある雨が降りました。その後、天気になりました。グラウンドゴルフしてました。地震が来ました。どうなりますか。

要は、避難道、避難道を建設していただくに非常にいいことだと思うんですね。その避難道の安全性を保つためにお金を使ういうんであればいいが、たったこの間ずえたところですよ。そうでなくして、しょうがない、逃げ場をつくっちゃらにゃからんけえ避難道をつくっちゃろうよ。ほじゃあ、グラウンドゴルフせにゃからんけえのというような予算づけの仕方というのが、ちょっと被災された方の感情を逆なでするんじゃないかなと。まず、安全性。で、どうせグラウンドゴルフ場を整備していただくんなら、前もって言っているように、駐車場の整備等々も踏まえて総合的な計画を持っていただきたい。つけ焼き刃のことをされて、ここでまた何か災害が起きたらどうするんですか。その危機感を持っていただきたいというのが、きのうの一般質問の中での数名の方が言われたことだと思いますよ。議員数名が言うということは町民の意見ですよ。町民の感情です。

あなた方執行部が一生懸命議論されて、検討された中で進められとる。御努力と御苦労は痛感しておりますが、感謝もいたしております。ですが、この持って行き方、おかしくありませんか。表に避難道を出し、でもその裏にはグラウンドゴルフ建設。ちょっと違うと思うんですね。グラウンドゴルフ場を整備する前に安全性を確保することを最優先にやっていただく予算であるべきだろうと思います。

そして、先ほど申し上げた、答弁をいただくときに、あれはいつだったのかな、9月だったのかな。大原の大きく流れたところの地質と、今避難道の上の部分が崩れた部分、

これは学者において調査して、地質が違うんだ、こっちは安全なんだというような発言をされた。これは私はっきり覚えてますよ。それならその根拠を議会に示してくださいよ。ここまで安全性が確保されてるんだよというのが我々も理解できれば、少なからずとも私は文句は言いません。何をしたって天災ですから補償があるわけじゃないんですよ。補償があるわけではないんだが、被災者を出した熊野町として、考え方、検討する方向性が違やせんですかということをおは今申し上げております。

もう何を言ってもいたちごっこでしょうから、私はもうこれ以上言いませんが、よく考えてみてください。ほかに皆さんおっしゃることがあればおっしゃってでしょうから、私はこれで終わります。

~~~~~  
議長（山吹） 立花議員。

~~~~~  
3番（立花） 今のことですが、私はここの土地が確保されているのは、ちょっと個人的で突拍子もないと思われるかも知れませんが、堰堤をどのようにつくっても、多分土砂災害というのは避けられないという持論というか、世の中そうなっておりますけども、私は思うのに、大原ハイツの今建っておられる家、それをまず防ぐ、災害から守るために、正面、真っすぐに堰堤をつくるんじゃないかと、斜めにしてどこかに逃がすという、そうしたものがあってもいいんじゃないかと思うんです。

この図面を見たときに、ちょうど斜めにしてあそこに逃す、そうすれば地震のときでも大丈夫じゃないかと。先ほど言われましたようにグラウンドゴルフをするときに、雨が降ったときにはしないんで、土砂災害は問題ないと思うんですが、地震が起こったときに、あそこを購入してこられるときには、あそこの上の岩、大丈夫なんかいのということをよく言われるそうですけども、誰が見てもあの大きな岩があるわけですよ。その岩が、私らの判断で多分何十年も何百年も落ちてこなかったわけですから問題ないと思うんですが、こういう今状況になりましたら、どこがどのように崩れて落ちてくるかわからないという、そのようなことを思いますと、先ほど片川議員が言われましたように、安全性というのはなかなか、これからの温暖化に対しても、また地震に対しても、ちょっと想定できないようなものがあるんじゃないかと思しますので、町の100周年の行事もほとんど中止になったように、やっぱりこの時期、こういったグラウンドゴルフが悪いわけじゃないんですけども、一旦間を置いて考えられるとか、あるいはまた、そこ

をそのまま利用せずに、土砂を逃がすとかいう方法で、しばらくの間、間を置かれて考えられてもいいんじゃないかなという、私はそういう意見を持っております。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） いろいろごっちゃになっているようでございます。議長さん、ちょっと説明をわかるように、私はよう理解できとらんので、副町長の内容。

ただ、私がこれを見ますと、不動産鑑定士がこれ評価してるかどうか。今この土地は評価が出ないと思いますよ、あれだけの災害があって、というのを質問を一つ。

もう一つ、国の学者が避難指示を解除するために一時的にあの回答を出されたように私は思うとるんですが、まさにその回答書、私どももいただきたいと思います、ほんと。避難指示を出したいがために学者を御利用されたというふうに私は考えております。だから、危険だなという質問をしたことがあります。地震のことについては考えてないと、わかりますか。だから、その学者をお招きして、ちょっと御質問、意見を聞きたいと思っております。2点、いかがですか。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） まず、専門的な見地という形で、今、荒瀧議員さんのほうがおっしゃられたのは、大原ハイツ内のほうで、町のほうが独自に決めましたレッドゾーンとブルーゾーン、この色分けをしたところで、ブルーゾーンのほうにつきましては危険性がなから避難の解除をしたという形について、この資料という形のお話をいただいたんだろうと思っております。

このお話につきまして、確かに私どものほう、ブルーゾーンにしたところにつきましてはそういった形の意見をいただきまして、避難解除をいたしました。ただ、そのときに、何らかの形の資料という形ではなくて、現状のほうを見ていただいて、その決定を行ったということで、また、これは国土交通省の国総研の専門的な見地をいただいたというところでございます。今回の、ここの場所に対してグラウンドゴルフ場の、現在の、当初の段階での意見をという形ではまだやってませんでしたので、そういった形の

中の意見を踏まえてという形では考えてなかったというのは確かでございます。

また、そういった形の意見がいただけるかというのは、ちょっとまたこれは正式にそういう形のものを求めるのであれば、また正式なそういった形の事業者を探して、調査しなきゃいけないんじゃないかなと思うかとは思ってます。

もう1点、立花議員のほうの御質問のほうに対しましては、一応、ちょっと今のところも、実は今回グラウンドゴルフという形のお話もさせていただいたところなんですけど、本来であれば3筆ということ为先ほど申しました。その3筆の中で、今とりあえず2筆ということなんですけど、どうしてもこの道路をつくりたいという形の中で、地権者の方、2人ほどいらっちゃったと。あわせて全体的な幅もいろんな形もございまして、その日数を確保させていただき、また地域の自治会の土地もございまして。これは借地をさせていただくという形の中でお話をさせていただきながら、この事業のほうを展開していきたいと。

グラウンドゴルフにつきましては、今から先、まだ整理してないところも確かにございましたので、これについては十分な形でまた整理をして、またお話をさせていただきなきゃいけないところではございましたが、先にどうしてもその2筆、用地を取得してこの事業のほうを推進していきたいということも含んで、今回のほうの提出ということをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

~~~~~

9番（荒瀧） 不動産鑑定士は、不動産価格。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） このたび大原ハイツから町民グラウンド側に、本設といいますか、正式な避難路を築造するわけでございますが、これにつきまして、国のほうから補助金を受けて行います。用地費についても補助対象になっておりまして、当然、鑑定評価といった証拠、土地価格について、証拠は要りますので、これについては鑑定評価を正式にとって土地価格を決めております。土地価格が、鑑定はついております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番（片川） 以前より申し上げておるのが、この道路はやむを得ない、喫緊の課題であるよと。ですが、西区の団地の整備がございましたね。その当時からずっと私どもが申し上げるとるのが、計画の経緯を教えてくださいよと。そして進めてくださいよと。議会になぜ説明なくこれごっちゃにしてしまうんですか。道路の説明は聞きましたよ。グラウンドゴルフ場の説明なんか聞いてないですよ。こういう進め方が民主主義じゃないとこう申し上げるとるんですよ。こんな不細工な議論をここでする必要はないじゃないですか。ちゃんと前もって説明があってしかりなんじゃないですか。全協でグラウンドゴルフ場の話なんか出ませんでしたよ。ここを言うるとるんですよ。

グラウンドゴルフ場の話が年度当初に出たときに、いろいろな意見がありましたよね。数年前から議会のほうから、事業を進めるときには説明を求めますよということを何度も申し上げてる。何年無視し続けて、何年議会を愚弄して、自分らのしたいように勝手に進めるんですか。正しい判断、誤った判断、意見はお互いに出すべきじゃないんですか。

これについては安全性が確保されてない。あなた方より私たちはあらわされてないものを承認せいと、これは無理じゃないですか。全協でしっかり説明をいただければ、副町長、議運ではおっしゃいましたよ、グラウンドゴルフ。全協ではありません。その中で、議運の中では、本会議場で質問しようと、これは通常の流れですよ。だから、ひっかかるとる。私は議運で、赤い印をここへつけとったわけなんですけど、なぜ議会とちゃんと議論できないんですか。

準備しました。地主とも話しました。金銭交渉も済んでおります。ごっちゃにしたものを、全然別物ですよ、これグラウンドゴルフ場と避難道は。それをごっちゃにして、町民を巻き込んで、議会がゴーというたらそれで判を押して契約が整ってしまう状態まで人を巻き込んで、なぜこういう議論に持ってくるんですか。なぜ先に説明がないんですか。

どう思われますか。議会はいいいんですか、執行部が何をしようと、異議なしと言うときゃいいんですか、それが熊野町議会ですか。お答えください。

~~~~~  
議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~  
副町長（内田） まずもって、ただいまの御質問の中で、当然のことながら議会のほうの説明をしながら御承認をいただくのが当然であると思っております。

それともう1点、ちょっとこれは私の思い違いだったんだらうと、今の話を聞きながら思ったのがございます。それは何かと申しますと、いろんな形で以前からグラウンドゴルフ場の話は出ておりました。その中で、当初の段階では筆の里工房の上のほうという話もございました。それから、途中からちょっといろんな形の設計の関係とかいろんな形の中で場所をかえて、今から先、グラウンドゴルフ場のほうを町民体育館の横のほうへつくらせていただきたいのを自分の頭の中では議会のほうへお話をさせていただいて、何らかの形のアプローチ、モーションをかけたんだらうという形を思っておりましたが、今話を伺ってる中で、これはそこまでしてなかったんだらうなという形で、申しわけありません。これはそういった形の中で今ずっと答弁をしておりましたので、その中の状況の中で、こういう形の中の折衝をしていくために地主さんのほうの話も、これ了解というか、どんな感触をいただけるだらうかということで、お話をしてきたのは確かです。

ただ、当然のことながら議会のほうの御承認をいただかないことには、この事業とか、いろんな形のものは当然のことながら進みませんし、御説明させていただくのが当然の話だと思っております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番（片川） ですから、工房のそこへという説明は受けましたね。それから、体育館の横へという説明も受けましたね。重ねて一般質問でお伺いしましたね。その流れの中で、全協においても事業を進める、計画を一步でも進めるときには議会への説明を求めますということを申し上げて、執行部のほうとしても、それを受けたという形で今まで来とるわけですね。

何度ありましたか。西公の整備のほうから、みらい、随時、逐次説明をしていきますという中で、私たちが説明を受けた、たったこの間の整備事業においては、ほぼでき上がったところを説明いただいたんですよ。どこへ町民の意見が反映されるんですか。そ

ういうことを申し上げとるんですね。でき上がった後、利用者から苦情が多々出てるんですよ。

ただ、私が申し上げとるところは全てを聞き入れればいいというものでない。予算もあります。利用者側のわがままもあります。ただ、これはある程度執行部が検討された中で、その後議会でも議論し、その上で進めていくべきではないですかということをお願いとるんですね。

特に、この道路建設においては、安全性を確保するのが一番だと思うんですね。7月以降の反省はどこにあるんだと言われてもしょうがないんじゃないですか。問題点は、私はそこだと思うんですね。

グラウンドゴルフを整備されるのであれば、体育館周辺の総合的な計画も頭に置きながら、今のグラウンドを見てください、グラウンドを使えてますか。そのような状況ですよ。毎日体育館を使われる方はその場所を見とられるんですよ。その横にまだグラウンドゴルフ場を建設するんじゃないというのは、もうちょっと濃い説明をしていただいて、議会の意見も聞いていただいて、その上で物事を進めていくべきではないですかということをお願いとるんですね。御理解いただけますか。

~~~~~  
議長（山吹） 町長。

~~~~~  
町長（三村） グラウンドゴルフ場という、用地ということで説明しておりますが、大分災害によって変わりました。それは今までの説明不足は陳謝いたしますが、もともと私の思いとしては、あそこにグラウンドゴルフ場を持ってきて、大原の避難路として活用していきたいと考えておりました。一応2面とって、その中央に、今仮設道路をつくっていますが、今から本設に入るわけですが。緊急時には、恐らくイノシシ対策で柵をする必要があるんですね、グラウンドゴルフ場、あそこ多いですから。緊急時にはもうあそこを車が通れるような設計にしろという指示は出しておりました。

ただ、地権者の皆さんにも、下交渉はどうしても要りますので、グラウンドゴルフ場として整備したいと、御協力願いたいということをお願いとってきたわけですね。

災害が起きました。仮設道路を借地でやりました。ただ、地権者の中には、話が違わないかと、道路建設のために今まで我々が協力してきたわけじゃないという意見もございまして。どうしても道路はつくらなきゃいけない。そういう意味で、グラウンド

ゴルフ場は基本として置きますけども、財源から見ても、たちまち片川議員とか皆さん言われるように財源がありません。少し、一応基本としては従来どおり維持しますが、別の観点から、どうしても道路の北側はもうできません、グラウンドゴルフ場。今言ったように、安全性の面から少なくとも下側ですね、やるんなら。もしグラウンドゴルフ場を下側にやるんならば、もう公認コースも何もありません、そのときは。

実を言うと、大原ハイツの土砂災害計画区域以外、いわゆるグリーンゾーン。あの下、一番下に住まわれてる方が、もう住民説明会でも何度も言われるんですが、もう1本避難路をつくってくれとおっしゃる。避難路をかなりの額でつくるんですが、本設に今入ってますが、そこまで行くのは怖いからということなんです。ただ、そういう団地ごとに緊急避難路を2本も3本、本設を1本つくって、もう1本つくるということは、なかなかほかの団地との均衡で難しいんですね。

できればグラウンドゴルフ場をつくって、緊急時にはあの下の方の方々、歩いて、自動車は通せません。道路を歩いて避難できるようにできないかということを考えております。グラウンドゴルフ場じゃなくても、基本はグラウンドゴルフ場に考えとるんですが、ほかの変わるもの、安全性から考えて何がいいか、またその部分は検討させてもらいたいと思うんですが、そういうことで、たちまち早期にグラウンドゴルフ場の着手ということは私は考えておりません。そのことは御理解いただきたいと思います。そのときには議員の皆さんの御意見を十分に拝聴したいと思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 暫時休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

（休憩 10時37分）

（再開 10時50分）

議長（山吹） 本会議を再開いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時50分）

（再開 11時01分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

内田副町長の答弁を許します。内田副町長。

副町長（内田） 提案理由につきまして、ちょっと訂正をさせていただきたいと思
います。

このたび大原ハイツ緊急避難整備事業として国の補助事業により避難路を本設する
ことに伴い、以前よりグラウンドゴルフ場用地として購入を計画しておりました熊野町川
角五丁目249番ほか1筆の土地、8,313平方メートルについて、土地所有者2名
から2,078万円余りで取得し、当面、避難路の整備を行うものでございます。とい
うことで、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

議長（山吹） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） 質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第68号について採決します。本案については原案のとおり決すること
に御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第68号については、原案のとおり
可決されました。

議長（山吹） お諮りします。これより日程第10、議案第69号、日程第11、議案
第70号の熊野町農業委員会委員の任命の同意についてを一括議題としたいと思
いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第69号、日程第11、
議案第70号を一括議題とすることに決定いたしました。

議長（山吹） これより日程第10、議案第69号、日程第11、議案第70号を一括

議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第69号及び議案第70号、熊野町農業委員会農業委員の任命の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成29年6月定例会において、10名の農業委員の選任同意をいただきましたが、その後、辞職により2名の欠員が生じました。このたび欠員を補充するため募集を行ったところ、個人、団体各1名ずつ、計2名の推薦がございました。

推薦された木原哲男氏及び空田忠氏は、農業に関する識見を有しており、農業委員会等に関する法律第8条第1項に規定する、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる適任者として考え、任命させていただくものでございます。

御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第69号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第69号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第70号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第70号については、原案のとおり

同意することに決定いたしました。

議長（山吹） これより日程第 12、議案第 71 号、平成 30 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第 71 号、平成 30 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5 億 1,965 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 121 億 3,715 万 5,000 円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 平成 30 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。14 ページをお開きください。

13 款・国庫支出金の 1 項・国庫負担金では、民生費負担金において、過年度分の精算に伴う子どものための教育・保育給付費国庫負担金などの追加交付により 575 万 8,000 円を、災害復旧費負担金において、熊野第二小学校プールの災害復旧に伴い、880 万円を増額しております。

2 項・国庫補助金では、土木費補助金において、大原ハイツ緊急道路新設事業等に伴う市街地整備事業費補助金 4,400 万円、教育費補助金において、小・中学校の空調設備に伴うブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金 5,583 万 7,000 円、災害復旧費補助金において、宅内堆積土砂排除事業に伴う都市災害復旧費補助金 6,446 万 2,000 円、町民グラウンド南側水路災害復旧に伴う公立社会教育施設災害復旧費補助金 367 万 2,000 円、熊野第二小学校プール災害復旧に伴う公立学校施設災害復旧費補助金 600 万円など、1 億 7,638 万円の増額でございます。

16 ページをごらんください。

14 款・県支出金の 1 項・県負担金では、災害救助事業の減に伴う災害救助費等負担

金など2,661万3,000円の減額でございます。

2項・県補助金では、民生費補助金において、重度心身障害者医療費受給者数の増による福祉医療費公費負担事業費補助金など418万9,000円を、農林水産業費補助金においては、柿迫緑地のり面災害復旧に伴う林地崩壊防止事業費補助金2,981万2,000円など3,481万円の増額でございます。

17款・繰入金では、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、財政調整基金繰入金3,304万2,000円の増額、町民グラウンド改修工事及びグラウンドゴルフコース実施設計等の延期に伴う、公共施設等整備基金繰入金8,967万5,000円の減額でございます。

19款・諸収入の4項・受託事業収入では、町内一斉清掃の中止に伴う河川清掃等受託事業収入135万4,000円、5項・雑入では、臨時職員等社会保険料納付金254万1,000円の減額でございます。

20款・町債では、大原ハイツ緊急道路新設事業のうち本設道路工事を公共事業等債に変更したことにより3,300万円を増額し、緊急防災・減災事業債4,000万円を減額、小・中学校大規模改造事業における空調設備設置に係る学校教育施設等整備事業債3億480万円、ページをめくってください。ブロック塀整備に係る緊急防災・減災事業債220万円、柿迫緑地のり面復旧工事に係る公共事業等債990万円、熊野第二小学校プール、町民グラウンド南側水路及び宅内堆積土砂排除事業の災害復旧事業債7,140万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、22ページからが歳出となります。22ページのほうをお願いいたします。

人事異動や人事院勧告等を踏まえた人件費の調整のほか、過年度の国及び県の補助金・負担金の精算による返還金、財源更正などを計上しております。これらを除く各事業の主な内容について御説明をいたします。

23ページ中段から、2款・総務費の1項・総務管理費では、一般管理事業において、平成31年度中に「防災減災条例・仮称」策定に当たり、住民が参画する「防災懇話会・仮称」を設置し、研修会を実施するために要する経費14万5,000円を増額するものでございます。

24ページ中段、2項・企画費の企画一般事務事業では、ふるさとチョイスにて災害支援金の受け入れを開始したことによる寄附金の増に伴う事務経費97万7,000円を増額するものでございます。

30ページをお開きください。3款・民生費の1項・社会福祉費では、障害者総合支援事業において、臨時職員雇用に要する経費374万7,000円の減額でございます。熊野町国民健康保険事業では、国民健康保険事業特別会計繰出金269万円の増額でございます。

ページをめくっていただき、福祉医療費公費負担事業において、重度心身障害者医療費の対象者増による扶助費の増など826万5,000円を増額するものでございます。介護保険一般事業では、介護保険事業特別会計繰出金など400万2,000円の増額でございます。ボランティアセンター運営事業では、熊野町社会福祉協議会補助金100万円を増額するものでございます。

34ページをお開きください。2項・生活保護費では、生活保護費支給事業において、保護施設入所者の増に伴う扶助費205万1,000円を増額するものでございます。

36ページ下段をごらんください。4項・災害救助費では、被災者支援事業において、災害弔慰金及び災害見舞金550万円を、39ページのほうをお開きください。災害救助事業において、避難所の開設が当初の予定より短期間になったことによる職員諸手当3,000万円をそれぞれ減額するものでございます。

39ページ下段、4款・衛生費の1項・保健衛生費では、生活習慣病予防対策事業において、健康まつり中止による経費など40万1,000円を減額するものでございます。

41ページをお願いします。41ページの環境衛生事業では、町内一斉清掃中止による公衆衛生推進協議会補助金204万円の減額でございます。

2項・清掃費では、災害廃棄物処理事業において、災害廃棄物処理・処分業務における職員諸手当など148万4,000円を増額をするものでございます。

42ページ中段をごらんください。5款・農林水産業費の1項・農業費では、農業啓発推進事業において、農業祭中止による農業祭実行委員会補助金など76万円を減額するものでございます。

ページをめくっていただき、被災農業者向け経営体育成支援事業においては、被災農業者に対する農業経営の継続、再開に向けて必要となる農業用機械の修繕や再整備に要する経費に対する補助金364万8,000円を増額をするものでございます。

2項・林業費では、大原ハイツ緊急道路新設事業において、流路工の追加及び、緊急路の用地購入等に要する経費1,009万1,000円を増額するものでございます。

48ページ中段をごらんください。7款・土木費の4項・都市計画費では、熊野町公共下水道事業繰出金において、人件費の調整に伴い138万6,000円の増額でございます。

宅地内堆積土砂排除事業において、土砂処分及び宅地内堆積土砂撤去工事に要する経費1億1,716万8,000円の増額をするものでございます。

1ページ開いていただきまして50ページ中段になります。8款・消防費では、災害予防及び応急対策事業において、(仮称)東部地域防災センター実施設計業務及び復興まちづくり計画策定業務等に要する経費3,537万1,000円の増額をするものでございます。

豪雨災害復旧支援事業においては、災害派遣職員及び災害の被害のうち、公共工事として施工できない民地内の土砂撤去工事に要する経費2,343万円を増額するものでございます。

52ページ中段をごらんください。9款・教育費の1項・教育総務費では、学校教育振興事業において、和文化全国大会中止による補助金25万円の減額をするものでございます。

学校支援事業において、学校支援員2名、教育支援アドバイザー1名が県費で認められたことによる699万5,000円の減額でございます。

ページをめくっていただき、中段の2項・小学校費及び3項・中学校費では、小・中学校大規模改造事業において、空調設備設置工事費それぞれ2億3,260万円及び1億1,900万円を増額するものでございます。

57ページをお開きください。57ページの中学校一般管理事業においては、特別支援学級の授業時間数の確保及び部活動の指導による時間に要する経費103万4,000円の増額をするものでございます。

続いて、4項・学校給食費では、学校給食事業において、職員配置により嘱託職員等に要する経費226万2,000円の減額をするものでございます。

1ページ開いて、58ページの中段をごらんください。6項・社会教育費では、町立図書館運営事業において、屋根改修工事の中止及び司書欠員による雇用体制の変更による経費413万円の減額をするものでございます。

60ページ中段をごらんください。7項・保健体育費では、社会体育一般事務において、小学校プール開放事業が中止になったことによる経費131万6,000円を、社

会体育施設管理事業においては、グラウンドゴルフコース実施設計業務及び町民グラウンド改修工事の延期により5,400万円を減額するものでございます。

ページをめくっていただき、10款・災害復旧費の1項・農林水産施設災害復旧費では、林道災害復旧事業において、林道5カ所の現地確認調査による復旧延長に基づき、600万円の増額でございます。

2項・土木施設災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業において、災害復旧業務対応のため職員諸手当400万円の増額をするものでございます。

3項・都市施設災害復旧費では、都市災害復旧事業において、柿迫・神田緑地のり面復旧に係る土質調査に要する経費252万円を増額し、災害復旧事業債及び公共事業等債を活用することにより、公共施設等整備基金繰入金を減額するものでございます。

64ページをごらんください。

4項・文教施設災害復旧費では、公立学校施設災害復旧事業において、熊野第二小学校プール復旧工事に要する経費2,000万円を、社会教育施設災害復旧事業において、町民グラウンド南側水路土砂運搬及び処分工事に要する経費550万8,000円を増額するものでございます。

前に戻っていただきまして、6ページまでに戻っていただきたいと思います。

第2表の継続費補正ですが、熊野町民グラウンド改修事業の中止により平成30年度及び31年度の継続費1億2,000万円を廃止するものでございます。

次の、第3表繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を設定するものでございます。

5款・農林水産業費の林地崩壊防止事業、8款・消防費の災害予防及び応急対策事業、9款・教育費の小学校大規模改造事業及び中学校大規模改造事業、10款・災害復旧費の農地及び農業用施設災害復旧事業、林道災害復旧事業、都市施設災害復旧事業、公立学校施設災害復旧事業につきましては、年度内の執行が困難になった経費について設定をしております。これらの合計8億593万8,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第4表の地方債補正ですが、学校教育施設等整備事業債の小学校大規模改造事業を2億120万円、中学校大規模改造事業を1億360万円、緊急防災・減災事業債の小・中学校大規模改造事業を220万円、それぞれ追加し、公共事業等債の限度額を1億5,370万円から1億9,660万円に、緊急防災・減災事業債の緊急道路を6,

800万円から2,800万円に、災害復旧事業債の都市災害復旧事業を2,850万円から9,290万円に、公立学校施設災害復旧事業を100万円から620万円に、公立社会教育施設災害復旧事業を1,080万円から1,260万円に限度額をそれぞれ変更するものでございます。

平成30年度熊野町一般会計補正予算(第4号)案についての説明は以上でございます。

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

5番(沖田) 災害復旧を優先することによる工事が繰り越しとなるということがたくさんあると思うんですけども、建設部の事業で今年度内に予定されていた町道拡幅工事3カ所あったと思うんですけども、それについて今年度中に工事が完了するのか、それとも来年度になるのか、ちょっとわかれば教えてください。

議長(山吹) 沖田建設部長。

建設部長(沖田) 御存じかもしれませんが、町道呉出来庭線の大瀬戸医院の前付近ですね。あそこについてはもう工事完了して供用しております。その他の部分については、来年度以降に事業を延伸、延伸というか、実施を延ばしてある状況でございます。

以上です。

議長(山吹) 沖田議員。

5番(沖田) 確認なんですけれども、萩原地区で2カ所あったと思うんですけども、町道の拡幅工事と、あと熊野東中学校の自転車通学の生徒の待機スペースですよ。町道の拡幅も含まれてたと思うんですが、それはじゃあ来年度以降、工事されるということによろしいですか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 申しわけございません。宮田油業近辺の町道につきましては、用地買収は完了しております。これにつきましては来年度工事を執行するという事で予定しております。

それと、もう1カ所、呉地方面から東中学校へ行く町道拡幅計画がございましたけれども、これにつきましては、用地測量には入っておりますけれども、ちょっと工事実施時期につきましては、ちょっと今、不透明という状況でございます。

以上です。

議長（山吹） いいですか。ほかにありませんか。

大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 49ページの宅地内の堆積土砂排除事業なんですけれども、これちょっと詳しく教えてもらいたいのは、この宅地内という定義とか、対象者とか、そのあたり、どの程度までどういう状態でやっていくという、ちょっと詳しい話を聞きたいんですが。

議長（山吹） 福嶋都市整備課長。

都市整備課長（福嶋） 宅地内の堆積土砂の排除事業でございますが、通常、住宅の宅地からの撤去を50件程度予定しておりました。それはこちらのほうから取りにいくというような格好でございます。その50件程度見込んでおったところが、結果的に74件、大原ハイツも含めますけども、74件の申請があって、北部農道沿いの山側につきましては、この事業所の中に谷一つ分ぐらいの土砂が大量に流れ込んでおまして、敷地内に平均二、三メートルぐらいの堆積がありました。これによりまして、町民グラウンドの仮置き場からの運搬料であるとか、土砂の処分料なども増額したということでこちらに計上させていただいたものでございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 基本的には申請を受けて、受けた中で様子を見て、土砂撤去は申請者がやるんですか、それとも町が手配してやるというものなのか、そのあたりはどうですか。

議長（山吹） 福嶋都市整備課長。

都市整備課長（福嶋） 基本的にはこちらのほうが業者を手配して、その宅地のほうへ取りに行くというようなことでございます。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） あともう一つ、その申請者、罹災証明のある人とか、そういうことなくくりがあるんですか。そのあたり、要するに対象者ですね。対象者の、例えばうちに来てくださって言って、その人のところに満遍なく行けるものなのかどうか。その辺の判断ですよね。どうですか。

議長（山吹） 福嶋都市整備課長。

都市整備課長（福嶋） 申請に基づくものではございますが、こちらのほうから一度申請をいただいたところに確認をしに行って、業者のあきを確認しながら、74件を処理したものでございます。

以上です。

議長（山吹） いいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第71号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第71号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

(休憩 11時32分)

(再開 13時30分)

~~~~~

議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第13、議案第72号、平成30年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第72号、平成30年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ408万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,564万8,000円とするものでございます。

歳入の内容は、4款・県支出金の1項・県補助金では、保険給付費等交付金139万円を、6款・繰入金の1項・他会計繰入金では、一般会計繰入金269万円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出の内容は、1款・総務費の1項・総務管理費では、コクホラインシステム改修委託業務等に要する経費72万円を、2款・保険給付費の4項・出産育児諸費では、出産育児一時金336万円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第72号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第72号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第14、議案第73号、平成30年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第73号、平成30年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ138万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億4,198万9,000円とするものでございます。

歳入の内容は、4款・繰入金の1項・一般会計繰入金において、138万6,000円の増額でございます。

歳出の内容は、1款・総務費の1項・総務管理費では98万3,000円を、2款・事業費の1項・下水道事業費では40万3,000円を、人件費の調整により増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第73号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第73号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第15、議案第74号、平成30年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第74号、平成30年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第2号)案につきまして、御説明を申し上げます。

保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,276万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億413万9,000円とするものでございます。

歳入の内容は、1款・保険料の1項・介護保険料では、第1号被保険者特別徴収保険料942万2,000円の増額でございます。介護給付費の施設介護サービス等の利用者の増により、3款・支払基金交付金では、介護給付費交付金982万8,000円を、4款・国庫支出金の1項・国庫負担金では、介護給付費負担金728万円を、5款・県支出金の1項・県負担金では、介護負担金455万円を、6款・繰入金の1項・一般会計繰入金では、介護給付費繰入金455万円を増額しております。

また、地域支援事業費の減額に伴い、4款・国庫支出金の2項・国庫補助金、5款・県支出金の2項・県補助金、6款・繰入金の1項・一般会計繰入金をそれぞれ減額しております。

歳出では、2款・保険給付費において、施設介護サービスなどの利用者の増に伴い、各サービス等に係る給付費が増額でございます。3款・地域支援事業費の2項・包括的支援事業・任意事業費では、人件費の調整により360万9,000円の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第74号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第74号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第16、議案第75号、平成30年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第75号、平成30年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）案につきましては、収益的支出予定額を425万1,000円減額し、総額を4億9,891万円とするものでございます。

内訳といたしましては、浄水場における動力費を増額するほか、人事異動に伴い人件費を減額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第75号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第75号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第17、認定第2号、平成29年度熊野町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 認定第2号につきまして、御説明申し上げます。

平成29年度熊野町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び第241条第5項の規定により、平成29年度の熊野町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況に監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま提案されました認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審議を付託したいと思っております。また、本特別委員会には、地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審議を付託し、また、地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決定いたしました。

~~~~~

議長（山吹） お諮りします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に沖田議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長に沖田議員を指名することに決定いたしました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第18、発議第2号、熊野町議会傍聴規則の一部を改正する規則案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） それでは、発議第2号、熊野町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての趣旨説明を行わせていただきます。

平成30年10月24日開催の都道府県会長会におきまして、「標準」町村議会傍聴規則の一部改正が決定されました。改正の内容についてですが、「傍聴の手続き」の条文の一部を改正するもので、現行の「傍聴人受付簿」から「傍聴人受付票」に改めるものです。

これまでの「受付簿」では、1枚の様式に数人が順に住所や氏名、年齢等を記載するというものであるため、記載された傍聴人の個人情報保護の観点で問題がありました。このため、「受付票」という形で、1人が1枚ずつ記載することにより、傍聴人の個人情報を保護しようとするものです。この改正を受けまして、熊野町議会傍聴規則においても同様の改正を行い、第3条の「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付票」に改めるものです。

また、この条文改正に合わせまして、第3条の見出しの部分の「傍聴席の手続き」を、本文の内容や標準の規則に合わせて、「傍聴の手続き」に改めるものでございます。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で趣旨説明を終わります。

発議第2号については、議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより発議第2号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、発議第2号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第19、発議第3号、熊野町防災の日を定める条例案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。尺田議員。

1番（尺田） 失礼いたします。尺田でございます。

それでは、地方自治法第112条及び議会規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき、議員提案いたします。

熊野町防災の日を定める条例案の発議の趣旨につきまして御説明いたします。

本年7月6日に本町を襲った平成30年7月豪雨による災害では、町内全域各所で土石流等が発生し、多くのとうとい生命と財産が失われる甚大な被害をもたらしました。災害前と災害後では、まち、住民ともに災害に対する危機意識は格段に高まりましたが、月日とともに復旧、復興が進み、少しずつ通常の生活を取り戻していくことで、この災害で得た経験が風化し、危機意識が低下していくことが懸念されます。

自然災害による人的被害を最小限に抑えるためには、まちと住民一人一人の自主的な早い段階での的確な判断と迅速な初動対応が必要となります。そのためにも、今回の痛ましい記憶を風化させず、まち、住民ともに高いレベルでの危機意識と警戒意識を維持していくことが不可欠であります。

提案いたしました条例案は、7月6日を熊野町防災の日として定めることにより、平成30年7月豪雨災害による体験と教訓を風化することなく後世に継承するため、住民一人一人が防災意識を高めるとともに、自助、共助及び公助の精神によるさまざまな災害への備えを充実・強化することを目的としております。

自然災害の恐ろしさを体験した我々は、このことを後世に継承しなければならない義務と使命がございます。防災の日をきっかけとし、この義務と使命を果たし、さらに防災に取り組んでいくことを祈念し、提案の趣旨説明といたします。

それでは、提出しておりますお手元に配付しております熊野町防災の日を定める条例案を一読させていただきたいと思っております。

第1条、趣旨といたしまして、本町に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨による災害の体験と教訓を風化することなく後世に継承するため、住民一人一人が防災意識を高めるとともに、自助、共助及び公助の精神によるさまざまな災害への備えを充実・強化するため、熊野町防災の日を設ける。

第2条、防災の日といたしまして、防災の日は7月6日とする。

第3条、防災週間といたしまして、防災意識の普及・啓発を特に図る期間として、防災の日を含む1週間を防災週間とする。

第4条、防災及び減災への取り組みといたしまして、まち、住民、関係機関及び地域団体等は、第1条の趣旨を踏まえ連携して防災及び減災への取り組みを推進するものとする。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で趣旨説明を終わります。

発議第3号については、議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより発議第3号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、発議第3号については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

(散会 13時52分)